

令和4年2月22日招集

# 秩父市議会定例会議案



## 目 次

議案第 1 号	専決処分について（令和3年度秩父市一般会計補正予算（第7回））	1
議案第 2 号	秩父市公共施設等総合管理計画の変更について	1 7
議案第 3 号	市道路線の廃止について	1 8
議案第 4 号	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	2 1
議案第 5 号	秩父市一般職職員のサービスの宣誓に関する条例及び秩父市公立学校県費負担 教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	2 2
議案第 6 号	秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	2 3
議案第 7 号	秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	2 4
議案第 8 号	秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	2 5
議案第 9 号	秩父市国民健康保険条例の一部を改正する条例	2 7
議案第 1 0 号	秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例	2 8
議案第 1 1 号	秩父市立学童保育室条例の一部を改正する条例	3 1
議案第 1 2 号	秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3 2
議案第 1 3 号	秩父市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例	3 3
議案第 1 4 号	秩父市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例	3 5
議案第 1 5 号	秩父市出産祝金支給条例	3 6
議案第 1 6 号	秩父市企業版ふるさと納税基金条例	3 9
議案第 1 7 号	秩父市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例	4 1
議案第 1 8 号	令和3年度秩父市一般会計補正予算（第8回）	4 4
議案第 1 9 号	令和3年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）	5 6
議案第 2 0 号	令和3年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）	6 1

議案第21号	令和3年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第3回）	64
議案第22号	令和3年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）	67
議案第23号	令和3年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）	73
議案第24号	令和3年度秩父市立病院事業会計補正予算（第3回）	78
議案第25号	令和3年度秩父市下水道事業会計補正予算（第2回）	80
議案第26号	令和4年度秩父市一般会計予算	82
議案第27号	令和4年度秩父市国民健康保険特別会計予算	83
議案第28号	令和4年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算	84
議案第29号	令和4年度秩父市介護保険特別会計予算	85
議案第30号	令和4年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算	86
議案第31号	令和4年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算	87
議案第32号	令和4年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算	88
議案第33号	令和4年度秩父市駐車場事業特別会計予算	89
議案第34号	令和4年度秩父市立病院事業会計予算	90
議案第35号	令和4年度秩父市下水道事業会計予算	91

議案第 1 号

専決処分について

令和 3 年度秩父市一般会計補正予算（第 7 回）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

専決処分書

令和3年度秩父市一般会計補正予算（第7回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年12月21日

秩 父 市 長            北            堀            篤

令和3年度秩父市一般会計補正予算（第7回）

令和3年度秩父市一般会計補正予算（第7回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ759,125千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,174,314千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		5,171,718	759,125	5,930,843
	2 国庫補助金	1,748,514	759,125	2,507,639
歳入合計		32,415,189	759,125	33,174,314

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		11,924,193	759,125	12,683,318
	1 社会福祉費	5,457,557	759,125	6,216,682
歳 出	合 計	32,415,189	759,125	33,174,314

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業	759,125







2 歳 入

(款) 16 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		国庫支出金	5,171,718	759,125	5,930,843
	2	国庫補助金	1,748,514	759,125	2,507,639
		2 民生費国庫補助金	1,187,436	759,125	1,946,561

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費 補助金	759,125	・ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金 ・ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務費補助金	750,000 9,125



(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	1 報 酬	450	○ 生活困窮者支援事業<社会福祉課> 759,125
	3 職員手当等	150	1 報酬 450
	4 共 済 費	75	会計年度任用職員報酬 450
	10 需 用 費	250	3 職員手当等 150
	11 役 務 費	2,200	時間外勤務手当 150
	12 委 託 料	6,000	4 共済費 75
	19 扶 助 費	750,000	社会保険料（会計年度任用職員） 75
			10 需用費 250
			消耗品費 250
			11 役務費 2,200
			通信運搬費 1,200
			手数料 1,000
			12 委託料 6,000
			システム対応業務委託料 6,000
			19 扶助費 750,000
			住民税非課税世帯等臨時特別給付金 750,000

# 給 与 費 明 細 書

## 1 一般職

### (1)総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 586 ) 480	623,927	1,910,138	1,243,675	3,777,740	1,082,589	4,860,329	
補正前	( 586 ) 480	623,477	1,910,138	1,243,525	3,777,140	1,082,514	4,859,654	
比較	( )	450		150	600	75	675	

職員 手当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	51,540		547,833	325,990	124,906	113,462	562
	補正前	51,540		547,833	325,990	124,756	113,462	562
	比較					150		
	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)			
	補正後	25,220	1,500	23,662	29,000			
	補正前	25,220	1,500	23,662	29,000			
	比較							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 37 ) 480		1,904,000	1,116,477	3,020,477	968,116	3,988,593	
補正前	( 37 ) 480		1,904,000	1,116,327	3,020,327	968,116	3,988,443	
比較	( )			150	150		150	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
		補正後	51,540		421,137	325,990	124,906	113,462
	補正前	51,540		421,137	325,990	124,756	113,462	562
	比較					150		
内 訳	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)			
	補正後	24,718	1,500	23,662	29,000			
	補正前	24,718	1,500	23,662	29,000			
	比較							

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 549 )	623,927	6,138	127,198	757,263	114,473	871,736	
補正前	( 549 )	623,477	6,138	127,198	756,813	114,398	871,211	
比較	( )	450			450	75	525	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
		補正後			126,696			
	補正前			126,696				
	比較							
内 訳	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)			
	補正後	502						
	補正前	502						
	比較							

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	150	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	150	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務に係る時間外勤務手当の増	

## 議案第 2 号

### 秩父市公共施設等総合管理計画の変更について

秩父市公共施設等総合管理計画を別冊のとおり変更したいので、地方自治法第 9 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成 21 年秩父市条例第 17 号）第 3 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

### 提案理由

総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂に伴い、秩父市公共施設等総合管理計画を変更し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進したいため。

議案第3号

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて議決を求める。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
原谷255号線	秩父市黒谷字下原 1173番 地先	
	秩父市黒谷字下原 1182番1地先	
大田230号線	秩父市品沢字遠原 95番 地先	
	秩父市品沢字遠原 101番1地先	

令和4年2月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

市道路線を廃止したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により提出する。



案内図  
廃止  
市道(原谷)255号線  
黒谷地内  
1/2,500

市道(原谷)255号線

市道(原谷)256号線

文真堂書店

しまむら 秩父店

原谷橋

上小川橋

市営前原住宅

案内図  
廃止  
市道(大田)230号線  
品沢地内  
1/2,500



#### 議案第 4 号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて議決を求める。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成 18 年指令市第 745 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 第 4 条第 1 号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「埼玉県都市競艇組合」を「埼玉県都市ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

#### 提案理由

埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により提出する。

議案第 5 号

秩父市一般職職員のサービスの宣誓に関する条例及び秩父市公立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(秩父市一般職職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 1 条 秩父市一般職職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「任命権者の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(秩父市公立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 秩父市公立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 108 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、秩父市教育委員会又は秩父市教育委員会が定める上級の公務員の面前において」を削り、「) に、」を「) を、」に、「に署名をして」を「を秩父市教育委員会に提出して」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

押印等を求める手続について、国家公務員の手続に準じ、所要の改正を行いたいため。

## 議案第6号

秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年秩父市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中第21号を第22号とし、第18号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同項第17号中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号中「10日」を「、10日」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号中「10日」を「、10日」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間  
第14条第3項中「第16号」を「第17号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月22日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

## 提案理由

人事院規則の一部改正に伴い、国家公務員の休暇制度に準じ、特別休暇を新設するほか、職員の夏季休暇について、所要の改正を行いたいため。

## 議案第7号

### 秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秩父市職員の育児休業等に関する条例（平成17年秩父市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中（ア）を削り、（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第20条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

本則に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月22日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

## 提案理由

人事院規則の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和並びに育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関し、所要の改正を行いたいため。

## 議案第 8 号

### 秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例（平成 17 年秩父市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「61 万円」を「63 万円」に改め、同条第 3 項中「並びに」を「及び」に改め、同条第 4 項中「並びに」を「及び」に改め、同項ただし書中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 3 条の見出しから第 5 条の見出しまでの規定中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第 5 条の 2 の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 1 号中「第 21 条」を「第 21 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 13 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 21 条中「61 万円」を「63 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 1 号中「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 2 号中「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 3 号中「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額
- |   |                        |          |
|---|------------------------|----------|
| ア | 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 | 1, 575 円 |
| イ | 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 | 2, 625 円 |
| ウ | 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 | 4, 200 円 |
| エ | アからウまでに掲げる世帯以外の世帯      | 5, 250 円 |

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 275円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 125円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 250円

第21条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第4項中「第21条」を「第21条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書、第2条第4項ただし書、第5条の2第1号、第13条第1項、第21条（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）及び第21条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第4項から第6項まで及び第8項から第15項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の秩父市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年2月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

#### 提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴う、未就学児均等割額の減額措置を導入するほか、課税限度額等について、所要の改正を行いたいため。

議案第9号

秩父市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険条例（平成17年秩父市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月22日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

老人福祉法に基づく老人ホーム等入所者に対する国民健康保険の適用除外の廃止に関し、所要の改正を行いたいため。

議案第10号

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例（平成17年秩父市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第30号及び第31号を次のように改める。

30 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画認定申請に対する審査手数料	ア 長期優良住宅建築等計画に係る住宅に関する住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項に規定する住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。次号において同じ。）又はこれらの写しが提出された場合	一戸建ての住宅	1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 8,000円 (2) 増築又は改築の場合 13,000円
		共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。）	1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 17,000円 (2) 増築又は改築の場合 25,000円
	イ ア以外の場合	一戸建ての住宅	1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 57,000円 (2) 増築又は改築の場合 85,000円

		共同住宅等	1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 127,000円 (2) 増築又は改築の場合 194,000円
31 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画変更認定申請に対する審査手数料	ア 変更後の長期優良住宅建築等計画に係る住宅に関する住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	一戸建ての住宅	1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 4,000円 (2) 増築又は改築の場合 6,500円
		共同住宅等	1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 8,500円 (2) 増築又は改築の場合 12,500円
	イ ア以外の場合	一戸建ての住宅	1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 28,500円 (2) 増築又は改築の場合 42,500円
		共同住宅等	1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 63,500円 (2) 増築又は改築の場合 97,000円

別表第32号中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の秩父市手数料徴収条例別表第30号及び第31号の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の秩父市手数料徴収条例別表第30号及び第31号の規定（長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合の申請に係る部分に限る。）については、当分の間、なおその効力を有する。

令和4年2月22日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

#### 提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請等の審査手数料を定めるほか、所要の改正を行いたいため。

議案第 1 1 号

秩父市立学童保育室条例の一部を改正する条例

秩父市立学童保育室条例（平成 1 7 年秩父市条例第 1 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表秩父市立中村学童保育室の項を削る。

第 3 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 規則で定める日

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

令和 4 年 3 月 3 1 日をもって中村学童保育室を廃止するほか、学童保育室の休日について、所要の改正を行いたいため。

## 議案第12号

### 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成17年秩父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後15年を経過した日）から1年を経過するごとに、その額を減じて、」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前2号に掲げる職以外の職のうち市立病院に勤務する職員で特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別な事情があると認められる職で市長の定めるもの 月額 12,000円

第16条の8中「第7条の2」を「第8条」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秩父市一般職職員の給与に関する条例の規定は、令和4年2月1日から適用する。

令和4年2月22日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

### 提案理由

令和3年11月に閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員等の継続的な処遇改善を行いたいため。

## 議案第13号

### 秩父市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

秩父市ふれあいセンター条例（平成17年秩父市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高齢者及び」を削る。

第2条表以外の部分中「ふれあいセンター」を「センター」に改める。

第5条第1項ただし書中「2階の施設」を「調理実習室、教養娯楽室、研修室、会議室及び休憩室」に改める。

第6条を次のように改める。

（利用者の範囲）

第6条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）及びその介護者
- (2) 前号に掲げる者を構成員に含む団体
- (3) 福祉団体（障害者福祉を増進することを目的とした事業を実施する場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する者の利用に支障がないと認めるときは、同項に規定する者以外の者に対して、センターを利用させることができる。

第7条第2項第4号を削る。

第9条に次のただし書を加える。

ただし、第6条第2項に規定する者でセンターの利用許可を受けたものは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

第16条を第18条とし、第10条から第15条までを2条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の2条を加える。

（使用料の減免）

第10条 市長は、特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が第7条第1項の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秩父市ふれあいセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

施設名	金額		
	午前	午後	夜間
調理実習室	770円	990円	1,210円
教養娯楽室	880円	1,320円	1,760円
研修室	550円	770円	880円
会議室	550円	770円	880円
休憩室1	990円	1,210円	1,430円
休憩室2	990円	1,210円	1,430円

備考

- 1 「午前」とは、午前9時から正午までをいい、「午後」とは、午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは、午後5時30分から午後9時までをいう。
- 2 この表の規定にかかわらず、市内に住所、事務所又は事業所を有している者（以下「市民等」という。）以外の者が利用する場合（団体利用にあっては、市民等以外の者が利用者の半数以上の場合）の使用料は、この表により算定された額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

令和4年2月22日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

施設を有効活用するため、障がい者以外の方も利用できるよう利用者の範囲を改め、それらの方に対する使用料について、所要の改正を行いたいため。

議案第14号

秩父市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

秩父市敬老祝金支給条例（平成17年秩父市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「10,000円」を「7,000円」に改め、同条第2号中「20,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月22日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

平均寿命の延伸等による敬老祝金の支給環境の変化を勘案し、敬老祝金の額を改めたいため。

議案第15号

秩父市出産祝金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、市の次代を担う子どもの出産及び子育てを支援するため、秩父市出産祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、出産及び子育てに係る世帯の経済的負担を軽減し、もって子どもの健全な育成に資することを目的とする。

(支給対象子ども)

第2条 祝金の支給の対象となる子（以下「支給対象子ども」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記載されている母から令和4年4月1日以降に出生した者

(2) 出生の日から第5条の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）まで住民基本台帳に引き続き記載されている者

2 前項の支給対象子どもは、同一の母から出生した者のうち、出生の日において、最年長のものを第1子、第1子を除き最年長のものを第2子、第1子及び第2子以外のものを第3子以降とする。この場合において、次に掲げる者は、第2子又は第3子以降を認定する際の第1子及び第2子から除く。

(1) 18歳以上の者（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）

(2) 出生の日において市の住民基本台帳に記録されなかった者

(3) 出生の日以後、その者の母が市から転出したことがある者

(4) 養子縁組により子となった者

(5) その他市長が適当でないと認める者

(支給対象者)

第3条 祝金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、申請日において住民基本台帳に引き続き1年以上記載されている者で、現に支給対象子どもを養育している保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としなないものとする。

(1) 自己又はその配偶者が市税等を滞納している者

(2) その他市長が適当でないと認める者

(祝金の額等)

第4条 祝金の額は、次の表の左欄に掲げる支給対象子どもの区分に応じ、同表の中欄に掲げる基準日ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

支給対象子どもの区分	基準日	祝金の額
第1子	出生の日	12万円
第2子	出生の日	10万円
	1歳の誕生日	10万円
	2歳の誕生日	10万円
第3子以降	出生の日	10万円
	1歳の誕生日	10万円
	2歳の誕生日	10万円
	3歳の誕生日	10万円
	4歳の誕生日	10万円

(祝金の支給申請)

第5条 祝金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則に定めるところにより、前条に掲げる基準日ごとに当該基準日から起算して1年を経過する日までに市長に申請しなければならない。

(祝金の支給決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、祝金を支給すべきものと認めたときは、祝金を支給するものとする。

(祝金の返還)

第7条 市長は、祝金の支給決定を受けた者が偽りその他不正な手段により祝金の支給決定又は支給を受けたものと認めたときは、祝金の支給決定を取り消し、又は既に支給した祝金を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月22日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

#### 提案理由

市の次代を担う子どもの出産及び子育てを支援し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ることを目的に、出産祝金の支給に関し、必要な事項を規定したいため。

議案第16号

秩父市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。以下同じ。）の財源に充てるため、秩父市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月22日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

#### 提案理由

企業版ふるさと納税の寄附金について、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源として積み立てるため、基金の設置及び管理等を規定したいため。

議案第17号

秩父市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）（以下「適用事業」という。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市長は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する期間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表第1号の中欄又は第45条第2項の表第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表第1号の下欄又は第45条第2項の表第1号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除することができる。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億

円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。)

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度とする。

(課税免除の申請)

第4条 第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に課税免除の申請をしなければならない。

(課税免除措置の承継)

第5条 適用事業が相続、合併、分割、譲渡その他の事由により承継された場合において、第2条第1項に規定する固定資産が引き続き当該適用事業の用に供されているときは、当該固定資産に対して課する固定資産税の課税免除の措置は、その承継人に対して行うことができるものとする。この場合において、当該固定資産に係る課税免除の期間は、承継前の期間を引き継ぐものとする。

2 前項の規定により適用事業の承継人が引き続き課税免除を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に事業を承継する旨の届出及び課税免除の申請をしなければならない。

(課税免除の取消し)

第6条 市長は、固定資産税の課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該固定資産税の課税免除を取り消すことができる。

(1) 適用事業を廃止し、若しくは休止したとき又は適用事業が休止の状況にあると認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為により固定資産税の課税免除を受けたとき。

(3) 市税等を納期限までに納付しなかったとき。

(4) その他固定資産税の課税免除をすることが適当でないと認めるとき。

(適用除外)

第7条 この条例の規定は、秩父市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例(平成30年秩父市条例第33号)の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月22日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

秩父市過疎地域持続的発展計画において、産業振興促進区域として定められている区域における対象業種の固定資産税を課税免除することに関し、必要な事項を規定したいため。

議案第 18 号

令和 3 年度秩父市一般会計補正予算（第 8 回）

令和 3 年度秩父市一般会計補正予算（第 8 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 666,896 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,841,210 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 2 月 22 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		8,222,953	128,350	8,351,303
	1 市民税	2,801,326	128,350	2,929,676
12 地方交付税		7,280,580	514,028	7,794,608
	1 地方交付税	7,280,580	514,028	7,794,608
15 使用料及び手数料		449,302	1,374	450,676
	1 使用料	296,798	1,374	298,172
16 国庫支出金		5,930,843	109,750	6,040,593
	1 国庫負担金	3,398,602	63,336	3,335,266
	2 国庫補助金	2,507,639	177,596	2,685,235
	3 委託金	24,602	4,510	20,092
17 県支出金		1,842,789	22,701	1,820,088
	1 県負担金	1,138,963	17,574	1,121,389
	2 県補助金	512,115	1,520	510,595
	3 委託金	191,711	3,607	188,104
18 財産収入		119,528	20,802	140,330
	1 財産運用収入	85,888	20,802	106,690
19 寄附金		616,402	6,540	609,862
	1 寄附金	616,402	6,540	609,862
20 繰入金		2,033,139	297,132	1,736,007
	1 繰入金	2,033,139	297,132	1,736,007
22 諸収入		452,179	17,597	469,776
	2 市預金利子	80	148	228
	4 受託事業収入	110,112	6,542	103,570
	5 雑入	173,487	23,991	197,478
23 市債		2,352,614	201,368	2,553,982
	1 市債	2,352,614	201,368	2,553,982
歳入合計		33,174,314	666,896	33,841,210

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,722,572	107,104	3,615,468
	1 総務管理費	3,103,012	93,512	3,009,500
	2 徴 税 費	303,342	1,617	301,725
	3 戸籍住民基本台帳 費	180,648	4,592	185,240
	4 選 挙 費	113,322	15,100	98,222
	5 統計調査費	4,785	1,467	3,318
3 民生費		12,683,318	151,716	12,531,602
	1 社会福祉費	6,216,682	25,362	6,191,320
	2 児童福祉費	5,291,667	170,836	5,120,831
	3 生活保護費	1,157,434	44,482	1,201,916
4 衛生費		3,435,167	19,631	3,454,798
	1 保健衛生費	1,268,146	21,536	1,289,682
	2 病院事業費	406,236	1,936	404,300
	4 上水道費	1,070,777	31	1,070,808
6 農林水産業費		663,447	5,585	669,032
	1 農 業 費	357,118	34,905	392,023
	2 林 業 費	306,329	29,320	277,009
7 商工費		1,114,201	3,389	1,117,590
	1 商 工 費	1,114,201	3,389	1,117,590
8 土木費		2,139,165	44,414	2,094,751
	1 土木管理費	211,536	3,732	207,804
	2 道路橋りょう費	890,755	31,014	859,741
	3 河 川 費	73,028	7,276	80,304
	4 都市計画費	835,567	16,430	819,137
	5 住 宅 費	128,279	514	127,765
10 教育費		2,274,630	729,619	3,004,249
	1 教育総務費	526,453	3,873	522,580
	2 小学校費	427,409	15,197	442,606
	3 中学校費	302,033	722,441	1,024,474
	5 社会教育費	441,863	1,780	440,083
	6 保健体育費	543,949	2,366	541,583
	11 災害復旧費		134,317	9,000
	2 土木施設災害復旧 費	104,002	9,000	95,002
12 公債費		3,661,257	38,095	3,623,162
	1 公 債 費	3,661,257	38,095	3,623,162

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 諸支出金		1,659,724	302,183	1,961,907
	1 基金費	1,659,724	302,183	1,961,907
14 予備費		154,596	43,182	111,414
	1 予備費	154,596	43,182	111,414
歳出合計		33,174,314	666,896	33,841,210

## 第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
入学準備品購入補助金 (令和5年度入学児童分)	令和4年度

(単位：千円)

限 度 額
19,750

### 第 3 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地域公共交通計画策定事業	5,000
		運転免許返納事業	2,157
		移住政策推進事業	3,000
	3 戸籍住民基本台帳費	転入・転出ワンストップ化システム改修事業	4,592
		社会保障・税番号制度システム整備事業	1,870
3 民生費	1 社会福祉費	生活困窮者支援事業	2,170
		身体障害者自動車免許取得費補助事業	240
		高齢者施設等スプリンクラー整備補助事業	6,081
		影森福祉交流センター循環ろ過装置交換事業	2,959
	2 児童福祉費	下郷児童館改修事業	1,250
		保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	30,048
		放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	2,640
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,136
		ゼロカーボンシティ推進事業	20,000
	5 聖地公園費	聖地公園樹木伐採事業	500
		聖地公園園内設備補修事業	2,707
6 農林水産業費	1 農業費	産地パワーアップ事業	41,917
		担い手確保・経営強化支援事業	25,000
		農業用水路補修事業	1,800
		ほ場整備事業	1,000
		農村地域防災減災事業	385
		ため池侵入防止柵設置事業	2,600
		高齢者生産活動センター冷凍プレハブ入替事業	3,300
	2 林業費	市営林保育事業	4,393
		栃本樹皮ガード設置事業	3,740
		里山・平地林整備事業	844
		吉田阿熊字白岩山村生活安全対策事業	3,586
		寺尾字乙小鹿坂山村生活安全対策事業	700
		集約林地測量及び資源調査事業	7,279
		送電線下伐採事業	11,000
		森林管理道保全事業	2,000
ウッドスタート事業	3,573		
7 商工費	1 商工費	原油価格高騰緊急経済対策補助事業	20,000
		秩父ビジネスプラザ修繕事業	370
		道の駅ちちぶ高圧引込ケーブル等改修事業	1,700
		観光客鉄道利用促進事業	14,600

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路標示事業	7,500
		道路反射鏡設置事業	2,500
		防護柵設置事業	2,000
		幹線5 1号線新設改良事業	1,429
		幹線6 7号線新設改良事業	12,200
		幹線7 7号線新設改良事業	15,200
		中央8 5号線新設改良事業	6,900
		中央2 5 1号線新設改良事業	2,500
		中央3 6 8号線新設改良事業	2,000
		中央6 4 2号線新設改良事業	11,700
		原谷3 2 4号線新設改良事業	2,500
		荒川幹線6号線新設改良事業	20,200
		道路用地等取得事業	1,099
		府坂橋補修事業	17,500
		無名2 2 7号橋補修事業	1,300
	3 河川費	桜久保沢改修事業	5,533
		坊田沢水路測量設計事業	5,000
		大野原蓼沼水路整備事業	13,000
		黒谷曾根坂水路整備事業	2,000
		田村日向水路整備事業	6,000
		栃谷山根水路整備事業	2,000
		小柱地内水路整備事業	4,000
		女形沢水路整備事業	12,000
	4 都市計画費	中央通線街路整備事業	45,312
		お花畑通線街路整備事業	30,000
		羊山公園放送設備デジタル化事業	1,916
		羊山公園倉庫解体事業	1,980
		羊山公園ふれあい牧場羊購入事業	154
		秩父ミュージックパークスポーツの森プール改修事業	3,000
		秩父ミュージックパークスポーツの森土地購入等事業	574
	5 住宅費	大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画策定事業	1,875
		皆谷原住宅電気温水器改修事業	1,800
		井ノ尻住宅給水管引替事業	2,816
井ノ尻住宅給湯設備改修事業		1,000	
9 消防費	1 消防費	消防団詰所新築事業	35,000
		防火水槽築造事業	4,700

款	項	事業名	金額
10 教育費	1 教育総務費	入学準備祝金事業	21,500
	2 小学校費	秩父第一小学校下足入れ改修事業	4,000
		花の木小学校・西小学校ダムウェーター更新事業	6,701
		久那小学校ワークルーム空調設備設置事業	1,850
		小学校保健特別対策事業	13,950
	3 中学校費	秩父第二中学校B棟防水改修事業	7,453
		尾田蒔中学校体育館トイレ改修事業	2,780
		中学校保健特別対策事業	8,100
		高篠中学校校舎大規模改造事業	429,684
		影森中学校校舎大規模改造事業	285,157
	4 幼稚園費	荒川幼稚園解体事業	1,990
6 保健体育費	宮地グラウンドブロック塀改修事業	7,805	
	文化体育センター地下タンク撤去事業	2,530	
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	荒川幹線7号線災害復旧事業	11,300
		秩父ミュージックパーク災害復旧事業	30,000

余 白

第 4 表 地方債補正

(追加及び変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
3 森林管理道整備事業費	51,700	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)
5 地方道路整備事業費	207,500		
11 道路橋りょう災害復旧事業費	100,000		
12 臨時財政対策債	1,086,614		
13 高篠中学校校舎 大規模改造事業費	0		
14 影森中学校校舎 大規模改造事業費	0		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	46,700	補正前に同じ。		
	145,100			
	91,000			
	788,882			
	359,000			
	216,500			

議案第 19 号

令和 3 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）

令和 3 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 89,624 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,781,164 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,391 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 116,934 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 22 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,046,191	1,729	1,044,462
	1 国民健康保険税	1,046,191	1,729	1,044,462
3 県支出金		4,817,424	93,155	4,910,579
	1 県補助金	4,817,423	93,155	4,910,578
5 繰入金		655,384	2,837	652,547
	1 他会計繰入金	655,384	2,837	652,547
8 国庫支出金		0	1,035	1,035
	1 国庫補助金	0	1,035	1,035
歳入合計		6,691,540	89,624	6,781,164

## 2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		4,731,751	90,680	4,822,431
	1 療養諸費	4,102,325	86,408	4,188,733
	2 高額療養費	603,444	9,312	612,756
	4 出産育児諸費	18,910	5,040	13,870
8 予備費		36,966	1,056	35,910
	1 予備費	36,966	1,056	35,910
歳出	合計	6,691,540	89,624	6,781,164

## 3 歳 入 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 診療収入		41,966	2,732	44,698
	1 外来収入	41,408	2,732	44,140
3 県支出金		8,012	500	8,512
	1 県補助金	8,012	500	8,512
4 繰入金		31,453	9,361	22,092
	1 他会計繰入金	31,453	9,361	22,092
6 諸収入		385	342	43
	1 雑入	385	342	43
8 国庫支出金		1,000	80	1,080
	1 国庫補助金	1,000	80	1,080
歳 入 合 計		123,325	6,391	116,934

## 4 歳 出 (診療施設勘定)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		73,243	463	72,780
	1 施設管理費	73,125	463	72,662
2 医業費		30,693	5,928	24,765
	1 医業費	30,693	5,928	24,765
歳 出 合 計		123,325	6,391	116,934

議案第20号

令和3年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

令和3年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,738千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ819,916千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月22日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		183,710	9,738	173,972
	1 他会計繰入金	183,710	9,738	173,972
歳入	合計	829,654	9,738	819,916

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療広 域連合納付金		826,662	9,738	816,924
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	826,662	9,738	816,924
歳 出	合 計	829,654	9,738	819,916

議案第 2 1 号

令和 3 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）

令和 3 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 74,690 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,773,838 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,549,648	24,000	1,573,648
	1 国庫負担金	1,068,324	24,750	1,093,074
	2 国庫補助金	481,324	750	480,574
3 支払基金交付金		1,688,193	26,190	1,714,383
	1 支払基金交付金	1,688,193	26,190	1,714,383
4 県支出金		938,483	12,375	950,858
	1 県負担金	892,958	15,875	908,833
	2 県補助金	45,525	3,500	42,025
6 繰入金		1,176,176	12,125	1,188,301
	1 一般会計繰入金	1,026,176	12,125	1,038,301
歳入合計		6,699,148	74,690	6,773,838

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		5,941,000	125,000	6,066,000
	1 介護サービス等諸費	5,370,000	149,000	5,519,000
	2 予防サービス等諸費	185,000	8,000	177,000
	3 高額介護サービス等諸費	122,000	12,000	134,000
	5 特定入所者介護サービス等諸費	246,100	28,000	218,100
3 地域支援事業費		344,327	28,000	316,327
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	284,379	28,000	256,379
5 諸支出金		49,538	200	49,738
	1 償還金及還付加算金	10,367	200	10,567
6 予 備 費		45,644	22,510	23,134
	1 予 備 費	45,644	22,510	23,134
歳 出	合 計	6,699,148	74,690	6,773,838

議案第 2 2 号

令和 3 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 回）

令和 3 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,651 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 218,532 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸収入		300	7,151	7,451
	1 雑入	300	7,151	7,451
7 市債		39,500	1,500	38,000
	1 市債	39,500	1,500	38,000
歳入合計		212,881	5,651	218,532

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業 費		125,414	5,203	120,211
	1 総務費	125,414	5,203	120,211
2 公債費		60,910	2,284	58,626
	1 公債費	60,910	2,284	58,626
3 予備費		26,557	13,138	39,695
	1 予備費	26,557	13,138	39,695
歳 出	合 計	212,881	5,651	218,532

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
1 農業集落排水事業費	39,500	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	38,000	補正前に同じ。		

余 白

議案第 23 号

令和 3 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 回）

令和 3 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 64,700 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 184,534 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 2 月 22 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		12,210	4,950	7,260
	1 設置費分担金	12,210	4,950	7,260
3 国庫支出金		43,758	19,172	24,586
	1 国庫補助金	43,758	19,172	24,586
4 県支出金		18,000	4,578	13,422
	1 県補助金	18,000	4,578	13,422
7 市債		75,300	36,000	39,300
	1 市債	75,300	36,000	39,300
歳入合計		249,234	64,700	184,534

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		15,494	422	15,072
	1 総務管理費	15,494	422	15,072
2 施設管理費		26,885	2,957	23,928
	1 施設管理費	26,885	2,957	23,928
3 施設整備費		150,075	64,660	85,415
	1 施設整備費	150,075	64,660	85,415
5 予備費		14,716	3,339	18,055
	1 予備費	14,716	3,339	18,055
歳 出	合 計	249,234	64,700	184,534

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
1 特定地域生活排水処理施設整備事業費	75,300	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	39,300	補正前に同じ。		

議案第24号

令和3年度秩父市立病院事業会計補正予算（第3回）

第1条 令和3年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量（2）年間患者数 入院「35,500人」を「28,500人」に、外来「78,000人」を「71,000人」に改め、同条（3）一日平均患者数 入院「97人」を「78人」に、外来「293人」を「267人」に改め、同条（4）主要な建設改良事業 病院増改築「7,500千円」を「6,145千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	3,107,311千円	△308,402千円	2,798,909千円
第1項 医業収益	2,781,167千円	△342,300千円	2,438,867千円
第2項 医業外収益	326,144千円	33,898千円	360,042千円
支 出			
第1款 病院事業費用	3,091,794千円	△25,759千円	3,066,035千円
第1項 医業費用	3,045,686千円	△25,960千円	3,019,726千円
第2項 医業外費用	45,667千円	201千円	45,868千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 54,835千円」を「不足する額 56,283千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 54,635千円」を「過年度分損益勘定留保資金 56,083千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	69,088千円	△2,753千円	66,335千円
第1項 企業債	11,900千円	△2,200千円	9,700千円
第2項 出資金	34,125千円	25千円	34,150千円
第3項 補助金	4,973千円	100千円	5,073千円
第4項 負担金	18,090千円	△678千円	17,412千円

	支		出	
第1款 資本的支出	123,923 千円		△1,305 千円	122,618 千円
第1項 建設改良費	7,500 千円		△1,355 千円	6,145 千円
第2項 企業債償還金	65,752 千円		50 千円	65,802 千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額「11,900千円」を「9,700千円」に改める。

第6条 予算第10条に定めた一般会計から補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 救急医療等			
負担金・補助金	354,021 千円	△1,283 千円	352,738 千円
(2) 建設改良負担金	18,090 千円	△678 千円	17,412 千円

第7条 予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額「291,805千円」を「281,805千円」に改める。

令和4年2月22日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第25号

令和3年度秩父市下水道事業会計補正予算（第2回）

第1条 令和3年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度秩父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた（3）主要な建設改良事業 管路建設事業「24,500千円」を「6,275千円」に、管路改築事業「54,000千円」を「46,528千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 公共下水道事業収益	1,121,407千円	△1,446千円	1,119,961千円
第2項 営業外収益	536,130千円	△1,446千円	534,684千円
支 出			
第1款 公共下水道事業費用	1,045,148千円	11,260千円	1,056,408千円
第1項 営業費用	973,144千円	5,210千円	978,354千円
第2項 営業外費用	71,404千円	6,050千円	77,454千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 326,792千円」を「不足する額 311,150千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 12,487千円、当年度分損益勘定留保資金 238,577千円、減債積立金 75,728千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 10,378千円、当年度分損益勘定留保資金 241,732千円、減債積立金 59,040千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	169,980千円	△10,122千円	159,858千円
第1項 企業債	146,900千円	△22,500千円	124,400千円
第3項 負担金	9,000千円	12,378千円	21,378千円
支 出			
第1款 資本的支出	496,772千円	△25,764千円	471,008千円
第1項 建設改良費	92,855千円	△25,697千円	67,158千円

第2項 企業債償還金 403,817千円 △67千円 403,750千円  
第5条 予算第5条に定めた起債の限度額「76,900千円」を「54,400千円」に改める。

令和4年2月22日提出

秩父市長 北堀 篤

議案第26号

令和4年度秩父市一般会計予算

令和4年度秩父市一般会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和4年2月22日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第 27 号

令和 4 年度秩父市国民健康保険特別会計予算

令和 4 年度秩父市国民健康保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 4 年 2 月 22 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第 28 号

令和 4 年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算

令和 4 年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 4 年 2 月 22 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第 29 号

令和 4 年度秩父市介護保険特別会計予算

令和 4 年度秩父市介護保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 4 年 2 月 22 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第30号

令和4年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算

令和4年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和4年2月22日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第 31 号

令和 4 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算

令和 4 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 4 年 2 月 22 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第 32 号

令和 4 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算

令和 4 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 4 年 2 月 22 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第 33 号

令和 4 年度秩父市駐車場事業特別会計予算

令和 4 年度秩父市駐車場事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 4 年 2 月 22 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第34号

令和4年度秩父市立病院事業会計予算

令和4年度秩父市立病院事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和4年2月22日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第 35 号

令和 4 年度秩父市下水道事業会計予算

令和 4 年度秩父市下水道事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 4 年 2 月 22 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤